



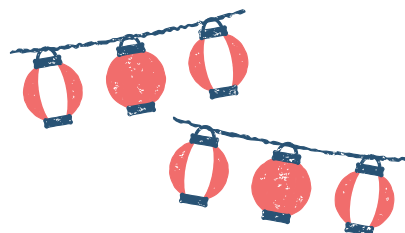
写真提供：第7支部 倉方 基弘 氏

目黒の歳時記

祐天寺み魂まつり

お祭りの名前にも入っている祐天寺は、元々お寺の門前町として発展しました。そのため、駅前を含め地域とのつながりが強く、み魂祭りをはじめとした様々なイベントを祐天寺が執り行ったことが始まりとされています。

祐天寺み魂祭りの盆踊りは規模が大きく華やかなので参加しなくても一緒に場の雰囲気を楽しめます。



おかげさまで 創刊 200 号

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は10月10日発行予定。

みんなで築こう豊かな社会
～輝く目黒～よき経営者の団体

公益社団法人
目黒法人会

<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>
E-mail: mg_info@tohoren.or.jp

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

法人会
消費税期限内納付
推進運動



目黒法人会 HP
はこちらから

第14回通常総会開催

第14回通常総会が6月10日(月)にホテル雅叙園東京で開催されました。議決権のある正会員数2056社のうち、委任状を含めて1069社が出席し、次の審議事項2議案並びに報告事項が上程されいづれも可決承認されました。

〔審議事項〕

第1号議案

令和5年度事業報告承認の件

第2号議案

令和5年度収支決算報告並びに監査報告承認の件

〔報告事項〕

令和6年度事業計画書並びに収支予算書について

第2部の懇親会は、ご来賓28名、会員87名、総勢115名のご出席をいただき、ご来賓と会員、会員相互の情報交換・交流が活発に行われ、和気藹々の有意義な懇親会となりました。

令和6年度事業の重点項目

I. 令和6年度基本方針

公益法人として、目黒法人会自らの自治により自己の責任において管理・運営していかねばならない。公益財団法人全国法人会総連合が制定した法人会の「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、広く社会に目を向けて、「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会への公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となつて組

織的な事業活動を展開する。

また、目黒法人会の目的・使命を達成するため、事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業展開に努めるとともに、目黒法人会活動の更なる活性化のために、会員勧奨及び会財政の健全化への対応に一層力を注ぎ、地域の発展と活気溢れ信頼される目黒法人会の確立をめざすために、以下に掲げる諸施策に取り組むものとする。

II. 主な事業計画

1. 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

公益法人として広く一般の企業や市民にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策を講じる。このため、税制関連の研修・セミナー等の充実、継続を図るとともに、オンラインセミナー、動画をはじめ、WEB上においても対応できる有益な資料を作成する税関連コンテンツを拡充することにより、会員及び一般の企業や市民に対する適切な広報を実施する。令和6年度においても、新たに導入された消費税インボイス制度、電子帳簿保存法、定額減税制度等、納税者が混乱することのないよう制度の周知活動に注力する。

また、将来を担う小中学校の生徒等に対する租税教育活動の充実に努めるほか、「税を考える週間」における協賛行事等を積極的に実施するとともに、当局及び税務関連団体等とも連携しながら、eTax及びeLTAX

の一層の利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努める。

あらゆる機会を通じて納税者と当局の間の相互信頼・理解の醸成に努め、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政の執行に寄与する。

さらに、eTax、eLTAX普及のために、電子申告の意義の重要性を訴え、会員企業100%を目標に、より一層の利用率向上に努める。

2. 税制に関する調査研究と要望活動の推進

健全な納税者団体として、中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制(使途問題を含む)に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反

映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。

意見の集約にあたっては、国税とともに地方税に関する要望等についても会員のニーズの把握に努める。

3. 組織の充実・強化

厳しい社会・経済情勢の下、会員数の減少傾向が続いている中で、組織の充実強化を図るため、会員勧奨に関する委員会、部会、支部が連携し各種施策の検討を進める。

また、会員勧奨増強月間を設けるとともに、新設法人に対する公益事業のPRを主たる目的としたダイレクトメールを送付する等に加え、会員の退会防止に努めながら、厚生制度受託会社とも連携し、役員一人一社以上の獲得を目標に全会一丸となった組織的な会員勧奨による会員の増強を図る。

さらに、会員紹介制度の一層の活用を図り、転出会員の他法人会への継続加入推進に努めるとともに、一般社団法人東京法人会連合会と連携して調査部所管法人の勧奨を推進する。

4. 研修の充実と経営支援活動の推進

目黒法人会の根幹事業である税法・税務関係研修・セミナーをはじめ、企業経営の健全化並びにその向上発展に資するために、多様なニーズに応える研修・セミナーの開催強化を積極的に努める。オンライン、動画配信などを積極的に活用するほか、他法人会連携による広域開催など、より効果的で安全な開催方法やコストに配慮するとともに、外部媒体も活用した体系的・継続的なメニューを構築するなど、研修



内容の充実を図り、会員企業に加えて一般の企業・市民にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員増加に努める。

また、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、会員企業のニーズに適合する企業へのメリットを追求した各種の経営支援事業（会員サービス）を、関係委員会、部会、支部と協力して広く会員、一般に対して税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の推進に努める。

5. 広報活動の推進

目黒法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員勧奨のための広報活動を充実させるとともに、関係委員会、部会、支部と協力して広く一般に対して税の啓発活動をはじめとする公益性の高い広報の推進に努める。

広報誌「椎の木」やホームページは一般向けの情報伝達手段として最も迅速な広報となることから、引き続き税務をはじめ、経営・経済情報、法人会活動等掲載内容の充実を図り、動画配信や活動状況を掲載するなど従来以上にホームページを活用した各種広報施策を実施し、法人会のPR、他法人会との情報共有に努め、研修、セミナー、イベント、租税教育、税に関する絵はがきコンクール等の公益的な事業についてはマスコミにアピールするためのパブリシティ活動を積極的に実施する。

さらに、e-Tax、eLTAX利用促進ポスター、節電推進ポスターなど、公共性を有するものを中心に掲示、配布し、事業活動とともに目黒法人会をPRするなど、目黒法人会における

有効な広報活動についても検討する。

6. 厚生共益事業の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、目黒法人会の財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及推進を図る。このため、公益財団法人全国法人会総連合が展開する福利厚生制度「Challenge100」の推進に積極的に協力することとし、一般社団法人東京法人会連合会及び協力3社、関係委員会、部会、支部との連携を強化し福利厚生制度の拡大を目指した推進を図る。推進に当たっては、従来の推進策とともに、役員加入率の向上と役員による新規加入企業の紹介を促進し、福利厚生制度加入企業数の増加を目指す。

また、会員の企業価値の向上、さらには目黒法人会の社会的評価の向上の観点からも福利厚生事業を展開する。

さらに、目黒法人会事業推進のためには、会員勧奨や財政基盤強化に資する訴求力のある厚生共益事業の構築・充実が重要であることから、厚生共益事業に関する情報収集を図り、より効果的な事業について検討を進める。

7. 公益事業活動の推進

目黒法人会の公益事業活動については、引き続き税を中心として行うとともに、関係委員会、部会、支部等と連携のうえ税制に関する提言や租税教育の充実に努める。推進にあたっては、地域や社会への貢献が重要な課題であることも念頭に置き、組織力を十分に生かし、関係機関や他の委員会、部会、支部等と連携しつつ、積極的かつ継続

的に活動を実施する。租税教育については、公益事業委員会、税制税務委員会、青年部会、女性部会の協力のもと、関係機関等と連携して積極的に推進する。

中小企業の税務コンプライアンス向上に向けた自主点検チェックシートについては、企業の健全な発展を目的とし、今後の活動の重要な柱のひとつに位置付け、利用拡大に向け更なる推進を図ることとする。

このほか、地域社会への貢献を目的に、税制度なども考慮し、グローバルな課題となっている環境問題についても、地球温暖化対策や節電対策などについて会員企業と取り組むこととし、引き続き「地球温暖化対策報告書」提出の定着・推進を図り、中小企業事業所の自主的な取り組みによる温暖化防止や継続的コスト削減、また東京都による環境や省エネに関する各種支援制度や事業税の減免につながるなど様々なプラス要素を踏まえて、前年度を上回る提出件数を目指し、積極的な推進を図る。

また、従業員の健康から企業の発展につながる職場の健康づくり支援事業を東京都と連携して健康ポスター、健康関連の研修会等の事業案内をはじめ健康に関する情報提供等に取り組みほか、目黒法人会における公益事業活動の更なる充実を図るためのあり方や取り組み等について検討を行う。

8. 源泉部会・青年部会・女性部会活動の充実

源泉部会・青年部会・女性部会の活動を活発に展開し、3部会のさらなる充

実と部会員の研鑽を図るとともに、目黒法人会活動の担い手として目黒法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。

特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育、税に関する絵はがきコンクールを最重要事業のひとつとして位置付け、環境問題（CO₂削減問題・節電）、健康経営等を充実させるために、親会等との連携を図りながら、より効果的な実施運営に努め、積極的に取り組む。

9. 関係外部機関との連絡協調

目黒税務署、東京都目黒都税事務所をはじめとした税務関係諸官署および東京税理士会目黒支部をはじめとした税務関係諸団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとつて欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密にするよう努める。

また、地域社会貢献活動の実施にあたっては、地方公共団体および地域関係諸団体との協調に配慮する。

10. 目黒法人会体制の整備

時代に合った組織運営体制の構築は必須の課題であり、公益法人として適切に対応するため、目黒法人会の自治及び自己責任の観点から諸規程・管理体制等所要の整備を行うとともに、他法人会間の連携強化・事務局充実に努める。

また、ITを活用した会員サービス事業の拡充、効率的な事務運営のためのシステム整備を図るとともに、個人情報管理の徹底を図る。

法人税の電子申告は 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）**を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は74.1%（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。



法人番号7000012050002

令和6年3月

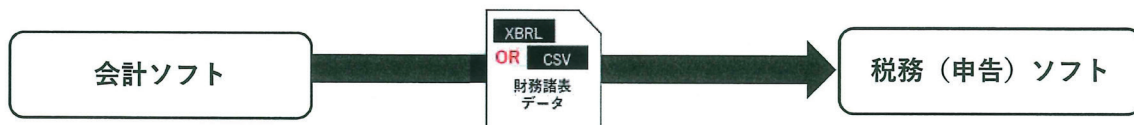
Check



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

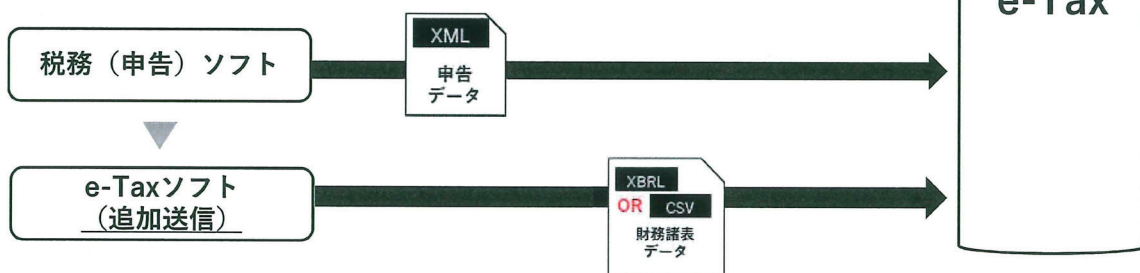


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**を
ご覧ください。

財務諸表データの送信



目黒都税事務所からのお知らせ

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、
納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書
（バーコードがあるもの）に限ります。

注意事項

■領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、都税事務所・
金融機関等の窓口またはコンビニエンスス
トアで納税してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すこと
はできません。

■事前に登録及びチャージをする必要が
あります。

※Pay B、モバイルレジ及び楽天銀行アプリにつ
いては、お支払になる口座に納税金額をご準備く
ださい。

※PayPay での納税において、本人確認前のチャ
ージ金のご利用できなくなりました。お支払の際に
は、本人確認後にチャージする必要があります。

■バーコードのない納付書や汚損により
バーコードが読み取れない納付書は
お使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、
ご利用ください。

利用できるアプリ



※地方税統一 QR コード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取ることで納付できます。

利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。（QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。）

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明の提示が省略できます。

車検用の納税証明が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



区役所だより

目黒区東部地区地域交通バス

「さんまバス」

をご利用ください！



7月より45分間隔
の運行となり、利便性が
向上しました

【さんまバスのご紹介】



区内東部地区では、令和4年3月から関係する町会・住区・病院・商業施設などの皆さまと一緒に東部地区交通協議会を設立し、バス事業者の協力による試走会や関係機関と現地立会を実施して、運行ルートやバス停など、東部地区の地域交通導入に向けた取組を進め、区内初となる地域交通バス（愛称名：さんまバス）の実証運行を令和6年3月26日から開始しました。

運行するルートが落語の「目黒のさんま」の舞台となる茶屋坂やさんま祭の田道エリアを走ることから、東部地区の地域交通バスの愛称名をさんまバスと命名しました。また、バスのラッピングには、区の紋章色（江戸紫）をベースとして、さんま柄の模様を描いています。

使用車両は、乗車定員：36名（座席11席＋跳ね上げ席2席＋立席22席＋運転席1席）、車椅子スペース：1箇所、乗降口：2箇所、低床構造（ノンステップバス）、CO2排出ゼロ（小型電気（EV）バス）を採用し、環境に配慮しています。

車両備付の車いす乗降用スロープ



普通運賃

大人 230円（現金／ICカード）
（中学生以上）
小児 120円（現金） 115円（ICカード）
（小学生以下）

支払方法

現金またはICカード

※東急バス全線定期券および東京都シルバーバスはご利用いただけません。

割引制度

- 障害のある方および同乗する介護の方（原則1名）は、障害者手帳等の提示により普通運賃の半額
- 幼児（1歳以上～6歳未満） 同伴2人まで無料、1人で乗車の場合は小児運賃
- 乳児（1歳未満） 無料

回数券

大人用 230円×10枚綴り 2,000円
小児・大人障害者用 120円×10枚綴り 1,000円
小児障害者用 60円×10枚綴り 500円

※さんまバス回数券は、さんまバス車内、東急バス目黒営業所にて販売（バス車内にて購入する場合は、現金にて乗務員にお申し出下さい。）

東急バス一日乗車券

大人 540円（ICカード）
小児 280円

※2000円、5000円、10000円札はご利用になれませんので、1000円札または小銭をご用意ください。



乗換地点案内

- ・目黒区総合庁舎前（駒込通り）
■32 波71
東京医療センター、洗足駅方面
恵比寿駅、渋谷駅方面
- ・正覚寺前（山手通り）
波41 波42 波43 黒09
大崎駅、大井町駅、高輪ゲートウェイ駅、目黒駅方面
- ・東京共済病院前（山手通り）
波41 波42 波43 黒09
大橋、渋谷駅、三宿病院、野沢龍雲寺方面
- ・中里橋、茶屋坂（新茶屋坂通り）
波72
恵比寿駅、渋谷駅、林試の森、目黒不動尊、五反田駅方面
- ・目黒駅前（目黒通り）
東98
東京タワー、東京駅方面
黒01 黒02 黒06 黒07 黒09
大岡山小学校、二子玉川駅、三軒茶屋駅、都立大学駅、めぐろ区民キャンパス、三宿病院方面

さんまバスの運行状況は、
東急バスナビ「さんま系統」
でご確認いただけます。



<お問合せ>

■ 目黒区都市基盤整備課 地域交通係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号

■ 電話 03 (5722) 9550 ■ FAX 03 (5722) 9239

■ URL https://www.city.meguro.tokyo.jp/toshikiban/kusei/keikaku/sanma_bus.html

健康エッセイ

日々を健やかに保つために — 血圧のお話 —



株式会社 jast
会長 安田 祥子

夏の木陰

夕闇が訪れる時間が遅くなる季節となりました。近年温暖化の影響でしょうか、季節感が薄れつつありますが、それでも四季を楽しみたいですね。我が家の庭も日日草をはじめとして夏仕様に代わりつつあります。「鹿の子の人をみならう 木陰かなー小林一茶」鹿は秋の季語ですが、鹿の子は夏の季語だそうです。

奈良の春日大社や奈良公園に棲む鹿は有名ですが、もともとは鹿島神宮の主祭神である建御雷命が春日大社に招かれた時に白鹿に乗っていらしたとの言い伝えから神鹿として大切に保護されてきました。神様は長い距離をゆったりと移動されたのですね。神代では悠久な静寂さを感じます。

忙しい日々では 血圧コントロールが大切

一転、現代社会では時の流れが速く人々は忙しく暮らしています。そうした日々の中、血圧が上がりがちになるのはやむを得ないか

もしれません。

日本の高血圧患者様は推定4300万人と言われ、70歳を越えれば7割の方が高血圧に該当すると伝えられています。60歳以上で高血圧の方の場合、正常血圧の方と比べればなんと脳卒中発症率は3倍を超えます。

脳卒中は脳の血管が詰まる脳梗塞や血管が破れる脳出血、クモ膜下出血など命に係わる重大な疾患です。たとえ延命できても重篤な後遺症が残ることも少なくありません。そのため生活の質が低下してしまうのは避けられない病気なのです。

血圧がなかなか下がらないのは どうして？

生活習慣や加齢、体質などが誘因となる本態性高血圧は高血圧患者の9割が該当します。環境要因としては塩分の過剰摂取（遺伝的要因で塩分感受性が高い方もおられます）、運動不足、喫煙、飲酒、ストレスなどある程度自己管理もできそうですが、頑張っても血圧が下がらないこともあります。女性の場合、更年期を過ぎると女性ホルモンであるエ

ストロゲンが急激に減少するために血圧の乱高下が起こります。高血圧患者の約10%に当たる原発性アルドステロン症の方の場合には自己管理で血圧を下げるのが難しいため担当医師とご相談して治療に踏み切ることも大切です。

アルドステロンは塩分を体内に保持してカリウムを体外に排泄し血圧を一定に保つ役割を担っているホルモンです。因みにアルドステロンが過剰に分泌される原因として副腎に腫瘍ができる（この場合手術で腫瘍を取り除く）と副腎の細胞過形成（細胞が増えてしまう）の場合が指摘されています。

血圧を測定する場合も状況によって異なる結果になることもあります。ある意味個性があるのです。精神的な揺らぎでも血圧が上昇することがあるくらいですので、ご自身がどういった時に血圧が上昇するか知っておくことも良いかも知れませんね。血圧のお話は少々長くなりますので次回に続けたいと存じます。良い夏をお楽しみください。



株式会社 jast

jast健康相談室
jastロイヤルクラブ
jastファーストクラブ
お問い合わせ
☎03-6265-0263
HP <http://www.jast1.jp>

ミニ

人事労務の
法律教室フリーランスに
具体的な指示をして
はいけない？

★事例★ フリーランスにシステム開発の一部を発注して手伝ってもらっています。当社のプロジェクトリーダーが具体的な指示や進捗管理をおこない、手が空いていそうなときは他の業務も振っていたところ、このような指示は問題があるのではないかと苦情がありました。

本来、フリーランスは労働者ではありません。しかし、フリーランスと言いつつ実態は労働者と判断される「偽装フリーランス」が問題となっています。

労働者であると判断されたら

フリーランスは、見かけ上は請負契約や準委任契約を結んでも、実態が「労働者である」と判断されれば、労働関係法令の保護を受けます。つまり自社の従業員と同じように残業代を支払ったり、社会保険に加入させる義務が生じてくるのです。では、どのような実態があれば労働者と判断されるのでしょうか。

判断の流れ

厚生労働省のガイドラインでは、図のように判断の流れを示しています。これによると、まずは「指揮監督下の労働かどうか」を確認する必要があります。具体的には次の4つの項目を見ていきます。

- ① 仕事を拒否する自由があるか
- ② 仕事のやり方について具体的な指示を受けていないか
- ③ 勤務場所や勤務時間を管理されていないか
- ④ 業務を他人に委託する自由があるか

事例のように、プロジェクトリーダーが具体的な指示や進捗管理をおこなっていたという場合は、②に該当

しそうです。業務の進め方は、特別な理由がない限りフリーランスに任せ、本人が裁量や創造性を発揮する余地がないほど具体的に指定してはいけません。

また、手が空いていたら他の業務をさせていたということですが、それは断れる状況だったのでしょうか。有無を言わず他の業務をさせていたのであれば①に該当するかもしれません。契約に含まれない業務や新たな契約を、断る選択肢なく強いてはいけません。

すき間なくタスクを依頼し続けることでフリーランスの裁量がなくなっているようであれば、②にも該当する可能性があります。

つまり、「指揮監督下の労働」と判断され、労働基準法上の労働者とみなされる可能性が高いと言えます。

どこまでOKなのか

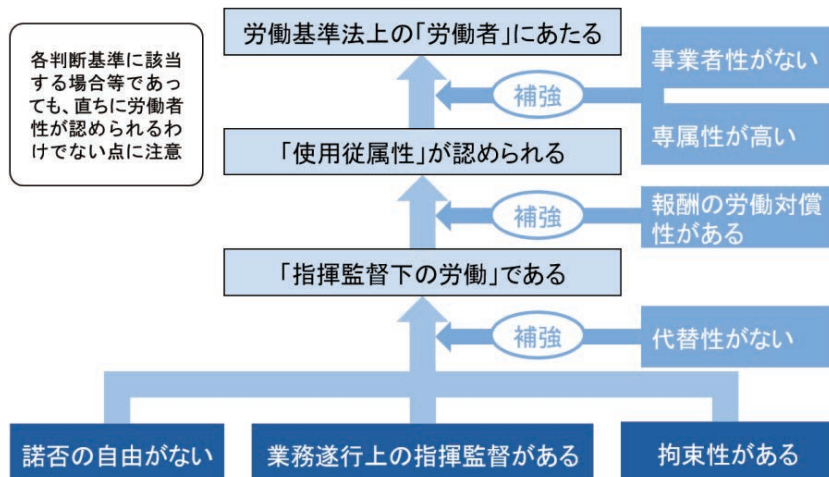
なお、これらの観点だけで判断しにくいときは図のように他の要素を判断材料となります。

総合的に判断されるので発注者としてどこまでOKなのかかわかりにくいと感じるでしょう。

フリーランス協会が「偽装フリーランス防止のための手引き」を公開しています。手引きでは、何をしたらダメなのか、「要注意の例」「許容範囲の例」を具体的に示しています。

たとえば、先ほどの②に関して次

のような例を示しています。参考にすると良いでしょう。





マイナンバーカードを 健康保険証 として利用するメリットは？

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると様々なメリットがあります。

高額な医療費の負担を抑える「限度額適用認定証」の申請や、歳から歳までの方が受診時に必要だった「高齢受給者証」の提示が不要になったり、従来の健康保険証よりも医療費を節約することが出来ます（表参照）。

他にも様々なメリットが

この他、マイナンバーカードの健康保険証利用（以下「マイナ保険証」という）によって、就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になったり、所得税の確定申告で、医療費控除の入力が簡単になるというメリットもあります。

これは、確定申告の際に、マイナポータル（ログインすることで、自身の情報の確認や、行政手続きができるオンラインサービス）から自身の過去の医療費情報を入手することができ、e-taxと連携させて1年間にかかった医療費が自動で申告書に入力される仕組みになっています。

利用には申し込みが必要

マイナ保険証を利用するためには、上記のような方法で申し込みをおこない、オンライン資格確認等システムにデータ登録がされている必要があります。登録状況は、マイナポータルの「あなたの健康保険証情報」から確認することができます。

マイナ保険証の申込方法

■医療機関や薬局で

マイナンバーカードを用意して、医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込む。

■セブン銀行 ATM で

マイナンバーカードを用意して、ATM 画面で「マイナンバーカードでの手続き」から、「健康保険証利用の申込み」に進む。

■スマートフォンから(下記の3つを準備)

1. マイナンバーカード
2. マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン
3. アプリ「マイナポータル」のインストール

Step1 「マイナポータル」を起動する

Step2 「申し込む」を押す

Step3 利用規約等に同意する

Step4 スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る

就職や扶養の情報が反映されるまでには、一定期間日数がかかりますので注意が必要です。
なお、反映前でも健康保険証や日本年金機構または健保組合で発行する資格証明書で医療機関等を受診することができます。

**健康保険証は
令和6年12月に廃止**

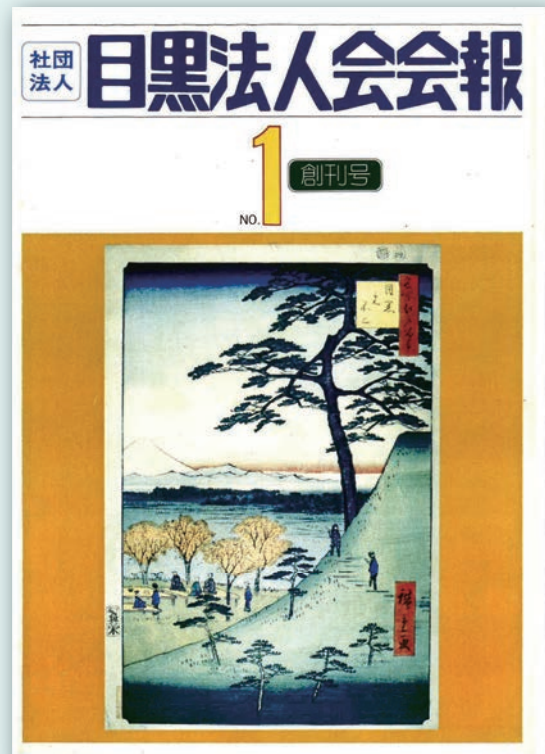
令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間、従来通り使用できるよう、経過措置が設けられます。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方については、健康保険組合等の保険者が発行する資格確認書を用いて医療機関等を受診することも可能です。

医療費に加算される額の比較

		再診	調剤
マイナ保険証利用	20 円	0 円	10 円
従来の健康保険証利用	40 円	0 円	30 円

※患者負担は上記金額の2割または3割



＼ 広報 200号 記念 ／ 表紙ギャラリー



広報
SHII-NO-KI
10
2013 秋号
No.158
税を考える週間

みんなで築こう豊かな社会～輝く目黒～よき経営者の団体
公益社団法人
目黒法人会
http://www.shii-no-ki.jp/magaz/ E-mail: shii-no-ki@shii-no-ki.jp

椎の木

SHII-NO-KI



「写真提供：目黒区」

目黒の歳時記：目黒のきんま祭
古典街道「目黒のきんま」に似み、毎年、田道広町公園会場で「目黒区民まつり（目黒の SUN まつり）」の一環として「目黒のきんま祭」が開催されます。目黒区の友好都市・宮城県気仙沼市で前日に水揚げされた新鮮なさんまが焼き、炭火で焼いた熱々の焼きだてに、大分県臼杵市産のカボスを添えて無料で配られます。今年は海水温の上昇でさんまの水揚げが遅れ、また強力な台風の影響がありましたが、第18回目が無事に完了しました。

Contents

目黒の歳時記	1	支部紹介	8
「税を考える週間」を迎える	2	外国人の同僚体験	9
新法人会会報挨拶	3	健康エッセイ	10
目黒税務署賛助・挨拶	4	新入会員紹介	11
都税事務所だより	6	外国人留学生の日本体験④	12
区役所だより	7	イベント情報	13
支部紹介	8	編集子／編集後記	14

消費税期間内発行

広報
SHII-NO-KI
1
2013 新年号
No.155

みんなで築こう豊かな社会～輝く目黒～よき経営者の団体
公益社団法人
目黒法人会
http://www.shii-no-ki.jp/magaz/ E-mail: shii-no-ki@shii-no-ki.jp

椎の木

SHII-NO-KI



内裏囃（第百十七世徳田尼公上人由緒品、孝明天皇御下賜）善光寺大本願・長野
撮影：東京都指定有形文化財 目黒階段「漁船の唄」
写真提供：目黒署税関

Contents

目黒の歳時記	1	都税事務所だより	10	支部だより	14
新春対談	2	区役所だより	11	知ってトクする話のネタに②	15
法人会組織紹介	3	納税表彰式	12	目黒法人会イベント情報	16
目黒税務署だより	4	留学生の日本体験①	13	新入会員紹介／編集子／編集後記	18

消費税期間内発行

みんなで築こう豊かな社会～輝く目黒～よき経営者の団体
公益社団法人
目黒法人会
http://www.shii-no-ki.jp/magaz/ E-mail: shii-no-ki@shii-no-ki.jp

広報
SHII-NO-KI
1
2016 新年号
No.167

椎の木

SHII-NO-KI



Contents

目黒の歳時記	1
新春対談	2
税務署からのお知らせ	3
納税表彰式	4
都税事務所からのお知らせ	5
区役所だより	6
税制改正要旨	7
健康エッセイ	8
支部紹介	9
マイナンバーについて	10
イベント情報	11
ごからの行事／編集子／編集後記	12

消費税期間内発行

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方が会員となり、「税」を中心に社会企業家の育成、地域社会への貢献を目的として活動しています。
目黒法人会は「消費税期間内発行」で掲載しています。

広報
SHII-NO-KI
4
2015 春号
No.164
平成27年度 税制改正大綱

みんなで築こう豊かな社会～輝く目黒～よき経営者の団体
公益社団法人
目黒法人会
http://www.shii-no-ki.jp/magaz/ E-mail: shii-no-ki@shii-no-ki.jp

椎の木

SHII-NO-KI



目黒の歳時記：テーマ「桜香る目黒川、散歩中に撮影」
関東のお花見スポットランキング第1位の目黒川沿いの両岸に咲き誇る約800本の桜、目黒新橋から中目黒方面を見る先には目黒のランドマーク「アトラスタワー」がそびえる風景に思わずシャッターを切っていた。
大きな公園などはないものの川沿いのそぞろ歩きを楽しむことができる。
撮影・投稿：土橋新也 氏

※目黒法人会広報委員会では掲載写真を公募しています。次号は7月10日発行予定。

Contents

目黒の歳時記	1	よくわかる事業承継 第3話	8
税制改正大綱	2	健康エッセイ	10
税務署からのお知らせ	3	外国人留学生のお国紹介	11
都税事務所からのお知らせ	4	租税教室	12
区役所だより	5	イベント情報	13
新入会員紹介	6	編集子／編集後記	14

消費税期間内発行

広報
目黒区
SHII-NO-KI

椎の木

4
2020 41号
No.181

目黒の歳時記：立会川緑道（碑文谷八幡宮近辺）の桜

立会川は目黒区碑文谷池と清水池を源に品川区を通り、東京湾に注ぐ全長7.4kmの二級河川。昭和20年代まではフナ、ドジョウ、ボラ、ザリガニが棲みきれいな小川であり、子供たちの絶好の遊び場であったが、現在では大部分が暗渠となり、道路（立会道路）や緑の意匠な遊歩道、公園などになっている。春には美しい桜のトンネルが映く。この遊歩道の真下が立会川ということになる。

※目黒区広報委員会では表紙用写真を公募しています。次号は7月10日発行予定。

目黒区は、目黒区税務署管内の企業及び目黒区会に賛助する方々が会員となり、「税」を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒区会では「消費税期限内完納」を推進しています。

写真提供：第8支部 横山 正氏

消費税期限内完納

広報
目黒区
SHII-NO-KI

椎の木

7
2018 夏号
No.177

平成30年度 第8回 通常総会

目黒の歳時記：林試の森公園（目黒区下目黒） ヒタ

明治33年6月、当時の農商務省林野管理局が「目黒試験公園」としてスタート。その後「林業試験場」に名称を変更。林野庁の附属としてなり、昭和53年まで営々として使用されてきました。平成元年6月1日に「都立林試の森公園」として生まれ変わり開園しました。園内には珍しい植物が数多く生育しており、都会にありながら豊かな緑を感じられる場所です。東西に700m、南北に250mと細長く、外周の園路をぐるっと一周すると45分程度で廻れます。

※目黒区会広報委員会では表紙用写真を公募しています。次号は10月10日発行予定。

Contents

平成30年度第8回通常総会	2	今から考えておきたい「暮らし」	8
目黒区税務署からのお知らせ	4	活動紹介	10
目黒区税務所からのお知らせ	5	イベント情報	12
区役所だより	6	お知らせ/編纂子/編集後記	14
健康エッセイ	7		

目黒区会では、目黒区税務署管内の企業及び目黒区会に賛助する方々が会員となり、「税」を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒区会では「消費税期限内完納」を推進しています。

写真提供：第8支部 横山 正氏

消費税期限内完納

広報 SHII-NO-KI

椎の木

No.182
7
July 2022

目黒の歳時記
羅漢寺川ブロムナード紫陽花

羅漢寺川は目黒川の支流のひとつで、現在一部は緑道（羅漢寺川ブロムナード）としてきれいに整備され緑に包まれた静かな空間が広がる。知る人ぞ知る目黒区の紫陽花スポットであり、紫、青、白などカラフルな紫陽花を見ることが出来ます。その脇には林試の森公園があります。

※目黒区会広報委員会では表紙用写真を公募しています。次号は10月10日発行予定。

目黒区会では、目黒区税務署管内の企業及び目黒区会に賛助する方々が会員となり、「税」を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒区会では「消費税期限内完納」を推進しています。

写真提供：第8支部 横山 正氏

消費税期限内完納

QRコード

目黒区会HPはこちら

広報 SHII-NO-KI

椎の木

No.189
10
October 2021

目黒の歳時記
三田丘の上公園とJR線

山手線目黒駅から東北有線ガード上を向かう途中、その名の通り丘の上にあり、入り口の印象より広々とした空間には様々な樹木が植えられ心地よい公園です。ブランコやロッキングハッピー、すべり台といった遊具など、子どもははしゃぎで駆け回るスペースもあります。水遊びも可能な、じゃぶじゃぶ池もあり、暑い時期は多くの人でにぎわいます。

※目黒区会広報委員会では表紙用写真を公募しています。次号は10月10日発行予定。

目黒区会では、目黒区税務署管内の企業及び目黒区会に賛助する方々が会員となり、「税」を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒区会では「消費税期限内完納」を推進しています。

写真提供：第8支部 横山 正氏

消費税期限内完納

QRコード

目黒区会HPはこちら

女性部会社会貢献活動

「特養老人ホーム寄贈」雑巾・タオル・布等ご寄付のお願い

女性部会では社会貢献活動の一環として、毎年特養老人ホーム数か所を訪問して上記の寄贈を行い、有効使用していただいております。現場ではたくさんの雑巾等が必要ですので、皆さまに引き続き物品の寄付にご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

寄付日時	令和6年12月を予定	回収方法	ご都合の良いときに、目黒法人会館までお持ちください。 (目黒区中町2-43-17 東京都水道局目黒営業所隣り)
場所	目黒区特養老人ホーム数か所	募集期限	令和6年11月
募集物品	雑巾・タオル・布等。衛生面を考慮し、未使用のものまたは新品同様に清潔なもの。		大量でなければお電話いただければ受け取りにも伺います。

上記についてのお問合せ・申し込みは事務局へ
☎ 3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp



令和5年度 社会貢献事業ご協力企業 (令和5年4月～令和6年3月)

未使用切手、使用済切手、書き損じはがき等回収で協力いただいた方々 (五十音順・敬称略)

(株)五十嵐建設	協和印刷工業(株)	東京小売酒販組合目黒支部
(株)石福	クラッカースタジオ(株)	藤井圭一
(株)エフケイ 自由が丘支社	(有)黒澤製作所	(有)本富
小川エステート(株)	さわやか信用金庫 碑文谷支店	めぐろ童謡コンサート関係者 及び入場者の方々
(有)狩野商会	杉村晃	(有)モリドー企画
(株)北川商会	(有)鈴木瓦店	やまう(株)
(株)北原電気商会	(株)大丸	宗教法人祐天寺
協栄興業(株)	高橋和美	

上記以外、事務局に匿名でご寄付いただいた方々にも感謝いたします。ご提供いただいた方で、もし上記に記載漏れのあった方がいらっしゃいましたら深くお詫びいたします。

法人会では**未使用切手、使用済み切手、書き損じはがき等**を集めています。少量でも構いません。事務局にお持ちいただくか郵送、また、お電話いただければ受取りにお伺いいたします。

使用済み切手等は目黒区社会福祉協議会のめぐろボランティア・区民活動センターに集められ、区内のボランティアグループや老人クラブの手で整理されて、最終的に**車いす購入等ボランティア事業の資材購入のために利用されます**。

令和5年度は総重量7.5kgの使用済切手、書き損じはがき等をご協力いただきました。

後編
編集集

お久しぶりです。4年ぶりに広報委員会・編集会議が開催されました。新しい年度に、新しいメンバーでスタート致しました。
「そして200号万歳！」皆様お疲れ様でした。
小川 加津代

編集子

地球の温暖化と能登の大地震

異常気象による災害が世界で猛威をふるっており、大雨突風に伴う洪水、土砂崩れ、干ばつ・山火事等で人命生活基盤を失う悲惨な災害が世界中で起きております。

元日夜に起きた能登の地震はあまりにも突然で、家族が集まり新年団らんの一番楽しい時に一瞬にして氷点下寒風の暗闇へ放り出されてしまい、住民の心労は想像を絶します。復興にあたり警察・消防・自治体関係者が懸命の努力をしておりますが、先はまだ見えておりません。道路の陥没補修、土砂の搬出、停電の反復旧工事はある程度進んできているようですが、上下水道の復旧はかなり先になるようです。下水道は液状化により東日本大震災で起きた浦安での復興は長い年月と大変な費用がかかりました。私の知人の土木コンサルタントに尋ねましたら、地中が隆起しており地層地質の調査をして、どのような施工をするか検討してからになるので、復旧工事の着工はいつになるのか不明である。上水道の断水は、破損箇所があまりにも多く、私も以前道路宅地の漏水修理を経験しました。

地球温暖化対策をして気温を安定させる事は巨大地震発生抑制になり、地球環境や人類の未来のためだけでなく、現在生きる私たちにとても大きな自然災害の対策になると思います。能登が元通りになることを願い、住民の生活と産業の復興を祈念して止みません。

大澤 進



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手順で加入できます |

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日) P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp/>

色々あるから総合保障。

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業継続・事業承継相談費用保障

会社役員賠償責任保障

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ

Premium

(大同生命の
無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：

大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

渋谷支社/

東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社

東京中央支店/

東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル15F)
TEL 03-5401-8007

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0011(2023年5月19日) 23-073014 2023-05